

令和5年5月8日

新型コロナウイルス感染症への対応について

奈良先端科学技術大学院大学

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症の2類相当から5類感染症に変更されることとなりました。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のための奈良先端科学技術大学院大学の活動制限指針」（令和2年4月7日危機対策本部会議策定）のレベルを1（一部制限）から0（通常）に変更し、本学における教育研究活動等を日常の活動体制へ移行することとします。また、今後の対応を以下に示します。

感染予防対策

- 感染拡大を防止するために、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」を避けるとともに、「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行ってください
- 当分の間、各領域棟及び事務局棟などの主要な入口にサーモグラフと消毒液を設置します。
- 屋内の場合は、窓を開け、適宜換気を行ってください。
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、保健管理センターを受診する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨します。

健康管理

- 発熱や風邪症状がある場合は、出勤や登校を控え、速やかに身近な医療機関を受診するなどしてください。

海外渡航及び帰国

- 新型コロナウイルス感染症に伴う制限はありませんが、本学教職員及び学生の渡航・帰国については、以下の「海外渡航の実施、中止、延期、途中帰国の基準について」に従い行動してください。

「海外渡航の実施、中止、延期、途中帰国の基準について」

【日本語】 https://ad-info.naist.jp/gakusei/member/kaigairyugaku/ki_jun_jp.pdf

【英語】 https://ad-info.naist.jp/gakusei/member/kaigairyugaku/ki_jun_en.pdf

国内出張・旅行など

- 「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

講義、実験、研究活動、会議等

- 対面で行う場合は、3つの密を避けるとともに、「人と人との距離の確保」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行ってください。
- なお、大学構内での感染者が発生した際に、発生現場の教職員が行っていた消毒を不要とします。

教職員の就業等

○教職員の勤務に関する特別の取扱い（以下「特例」という。）を講じてきましたが、感染拡大後に各種恒常的な勤務制度を整備し、当該制度でも十分に対応できるようになっていることから、それぞれ以下のとおりとします。

- ・テレワーク
 - 特例を廃止し、「テレワーク実施規程」（令和4年規程第3号）により対応
- ・時差出勤
 - 特例を廃止し、「職員からの申出による始業及び終業の時刻等の変更に係る取扱要領」（平成30年10月16日学長裁定）及び「有期契約職員等からの申出による始業及び終業の時刻等の変更に係る取扱要領」（令和5年2月21日学長裁定）により対応
- ・特別休暇（体調不良）
 - 特例を廃止し、「職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」（平成16年規程第57号）等により対応
- ・職務専念義務免除（ワクチン接種）
 - ワクチン接種が公費負担であることを踏まえ、引き続き特例として扱うが、ワクチン接種の公費負担終了をもって特例を廃止

<参考>

[新型コロナウイルス対策を目的とした勤務における特例事項の取扱いについて](#)